

事 務 連 絡
平成26年1月23日

各都道府県介護保険主管部（局） 殿

厚生労働省老健局介護保険計画課

介護給付費等のインターネット請求化に伴う請求省令の見直しについて

介護保険制度の円滑な運営につきまして、日頃より格別なご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、介護保険の介護サービス事業所等からの介護給付費等の請求方法にインターネット回線を導入することについては、「介護給付費等の請求回線のインターネット化について」（平成24年8月31日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）をもってお知らせしていましたが、今般、平成26年1月15日に開催された第98回社会保障審議会介護給付費分科会に介護給付費等のインターネット請求化に伴う請求省令の見直しの概要について別添資料により報告を行いましたので、ご連絡いたします。

つきましては、今後、各サービス事業所等に対してインターネット請求化の方向等の情報提供を行っていくことが必要となりますので、各都道府県におかれましては、都道府県主催の集団指導の場での説明や、都道府県ホームページへの掲載等、様々な機会を活用して周知して頂きますよう対応方よろしく願います。

なお、実施にあたっての詳細については、内容が確定次第、別途お知らせいたしますが、現段階で検討している取り組みの概要を以下に取りまとめましたので、サービス事業所等への周知に当たり活用してください。

また、本件に関する都道府県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に対する連絡については、国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）に依頼していますので念のため申し添えます。

1 インターネット化及び請求省令見直しの趣旨

サービス事業所等から国保連合会に対する介護給付費等の請求方法については、現在、伝送（ISDN回線）、電子媒体（FD、MO、CD-R）及び紙媒体となっていますが、このうち、伝送については、これまでISDN回線によることとしてきました。今日のインターネットを中心とした通信環境の状況やISDN回線の将来の動向に鑑みて、平成26年1月以降、インターネット回線による請求を可能といたします。

これに伴い、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関

する省令（平成25年1月18日厚生労働省令第4号）（以下「請求省令」という。）を改正し、インターネットによる伝送を明確化するとともに、伝送又は電子媒体による請求を原則といたします。ただし、当面、平成29年度末までの間はISDN回線による請求も引き続き可能といたします。

これにより、これまでISDN回線で請求を行っていた各サービス事業者においては、請求に必要な運営費用が大幅に軽減されることとなります。

2 例外規定

一方で、高齢などの理由により、伝送又は電子媒体による請求が困難であるサービス事業所が従来から存在し、国保連合会に届け出ることによって紙媒体による請求を行ってきたことから、伝送又は電子媒体による請求の原則化と合わせて請求省令を改正し、次の（1）～（3）に該当するサービス事業所については、事前に国保連合会に届け出を行うことによって、紙媒体により請求することを可能とします。

その際、次の（1）及び（2）については、平成29年度末までに国保連合会に届け出ていただくこととします。

（1）紙媒体により請求する事業所

一般のサービス事業所よりサービス提供件数が少なく、伝送又は電子媒体化の費用対効果が見合わないなどの理由により、紙媒体により請求するサービス事業所（「電子情報処理組織又は磁気テープ等による介護給付費等請求の届出等について」（平成12年2月15日・平成12年2月23日厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室事務連絡）に定めたものを予定。）

（2）従事者が高齢者であるサービス事業所

常勤の従事者がすべて高齢者（65歳以上）であるサービス事業所

（3）個別事情への配慮

電子通信回線設備の機能に障害が生じたなど諸事情によって短期的に電子媒体による請求が困難であるサービス事業所

3 その他

（1）改正省令の公布時期

平成26年7月を目途

（2）インターネット請求化に関する広報資料・周知

広報資料（A4判2～3枚）については、本年6月を目途に作成しており、内容が確定次第、別途お知らせいたします。窓口での配布、サービス事業所向け説明会の開催等によりサービス事業所に周知してください。サービス事業所向け説明会については、国保連合会と十分連携し対応してください。

（3）国保連合会で実施するサービス事業所への周知

施行にあたっては、国保連合会においても、サービス事業者にも周知するよう依頼する予定です。

(4) 簡略版の介護電子媒体化ソフトの作成

医科・歯科診療所、薬局等（以下「医療機関等」という。）の介護給付費等の請求については、「居宅療養管理指導費」又は「介護予防居宅療養管理指導費」等、1種類のサービスであって、かつ、サービス提供についても毎月でなかったり、単月の提供件数が少ない場合があります。

一方で、国保中央会からサービス事業所向けに提供している介護伝送ソフトは多種多様なサービス事業所に対応しているため、医療機関等が利用するにはメニューが多く、このため使い勝手が悪くなり、また、伝送化の費用対効果が見合っていないことから、簡易的な電子化対応ソフトの開発について要望されているところです。

このため、国保中央会において、現在、伝送機能を有しない簡略版の介護電子媒体化ソフトを開発しており、本年6月を目途に無償配布する予定としています。

このことについては、内容が確定次第、別途お知らせいたします。

(5) セキュリティ対策等

インターネット回線による請求に当たっては、情報漏洩や不正侵入等を防ぐため、SSL暗号化等により強固なセキュリティ対策を施します。

なお、インターネット請求を行うサービス事業所において、既にインターネット回線が敷設されていれば、回線基本料及び電子証明書発行手数料のほかに新たな費用は発生しません。

<照会先>

厚生労働省老健局介護保険計画課

電話：03-5253-1111

早坂（内線2163）、伊原（内線2166）